

令和6年5月15日  
国土政策局離島振興課

## 「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立

～離島の課題解決に向け、産学官協働で推進します～

- 「スマートアイランド」(※1)の一層の普及促進と機運醸成等を図ることを目的として、「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立します。
- 会員としてスマートアイランドの推進に取り組む団体を本日より募集開始します。

(※1)離島が抱える課題解決のため、ICTなどの新技術・デジタル技術の離島への実装を図る取組

### 1. 趣旨概要（別紙1参照）

ICT（情報通信技術）をはじめとする新技術・デジタル技術は、社会の生産性や利便性の向上に貢献する有効な手段であり、とりわけ四方を海等に囲まれるなどの厳しい自然的社会的条件下にある離島こそ、積極的な活用が期待される場所です。国土交通省では、離島が抱える課題解決のため、ICTなどの新技術・デジタル技術の離島への実装を図る「スマートアイランド」の実現に向けた取組を推進しているところですが、産学官が連携してスマートアイランドの推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信等を行い、スマートアイランドの一層の普及促進と機運醸成等を図ることを目的として、「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立します。

### 2. 構成員（別紙2参照）

#### 【会員】

- ・ 離島自治体 (※2)
  - ・ 関係府省庁
  - ・ スマートアイランドや離島振興に関連する実績のある民間企業、研究機関等
  - ・ スマートアイランド推進に資するシーズの提案等を書面により提出した民間企業、研究機関等
- (※2) 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象となる離島を有する自治体

#### 【オブザーバー】

- ・ スマートアイランドの推進に意欲のある民間企業、研究機関等

(※3) 会員、オブザーバーとも会費無料であり、令和6年5月15日から随時登録募集

### 3. 参加方法

スマートアイランド推進プラットフォーム特設HP（以下URL）より、登録をお願いいたします。

スマートアイランド推進プラットフォーム URL : <https://smartisland.mlit.go.jp/join/>

#### **4. 事務局**

国土交通省国土政策局離島振興課

#### **5. 今後の予定**

スマートアイランド推進プラットフォーム設立記念シンポジウムを開催することを予定しております。開催日時等の詳細につきましては決まり次第、スマートアイランド推進プラットフォーム特設HP (<https://smartisland.mlit.go.jp/>) に掲載いたします。

##### **【問合せ先】**

国土政策局 離島振興課 塚本、羽藤

代表電話 : 03-5253-8111(内線 29-614、29-624) 直通 : 03-5253-8421

## 「スマートアイランド推進プラットフォーム」設立趣意書

ICT（情報通信技術）をはじめとする新技術・デジタル技術は、急速なペースで人口減少・少子高齢化が進展する我が国にあって、社会の生産性や利便性の向上に貢献する有効な手段である。とりわけ離島は、四方を海等に囲まれるなどの厳しい自然的社会的条件下にあり、新技術・デジタル技術は、このような離島でこそ、積極的な活用が期待される。離島が既に直面している人口減少・少子高齢化の課題には、日本全体が抱える課題が複合的かつ先鋭的に表れているとも言え、離島において新技術・デジタル技術により課題解決の成果が得られれば、日本全体の課題解決に向けた道標にもなる。

国土交通省においては、離島が抱える課題解決のため、ICTなどの新技術・デジタル技術の離島への実装を図る「スマートアイランド」の実現に向けた取組を推進している。この「スマートアイランド」の推進は、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月閣議決定）や国土形成計画（令和5年7月閣議決定）にも位置づけられている大きな政策課題である。

令和5年4月に施行された改正離島振興法においては、医療、教育、交通・通信等の分野における課題に対して、遠隔医療、遠隔教育、ドローンを活用する旨が新たに規定されるなど、今後の離島振興において、新技術・デジタル技術の一層の活用が求められている。

一方で、離島における新技術・デジタル技術の活用については、その実装は一部の地域にとどまっており、離島全体では十分に普及しているとは言いがたい。社会情勢が加速度的に変化している中、離島における新技術・デジタル技術の活用は、急務である。離島関係自治体だけでなく、技術を有する民間企業、関係省庁、研究機関等が密に連携して戦略的に取り組むことで、各離島において「スマートアイランド」を実現し、新技術・デジタル技術の活用を通じて、離島に大きな変革をもたらし、離島で暮らす人々にその恩恵を波及させていく必要がある。

このような問題意識の下、各離島における「スマートアイランド」の実現に向けて、産学官が連携してスマートアイランドの推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信等を行い、スマートアイランドの一層の普及促進と機運醸成等を図ることを目的として、「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立する。

以 上

# スマートアイランド推進プラットフォームについて

産学官が連携してスマートアイランドの推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信等を行い、スマートアイランドの一層の普及促進と機運醸成等を図ることを目的として、「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立。

## スマートアイランド推進プラットフォーム (事務局：国土交通省国土政策局離島振興課)

### 【主な活動内容】

- スマートアイランド推進に係る会員等間の課題・研究・技術・開発等の情報共有、相互啓発、連携強化に関する活動
- スマートアイランドの取組事例・知見等に係る情報発信・展開・普及に関する活動
- スマートアイランド推進に意欲のある離島自治体と企業等とのマッチング支援
- 各府省庁におけるスマートアイランド推進に資する活動（補助事業や交付金等の案内等）等

### 【会員向けの活動内容】

- 会員間で共通する課題に対する解決策等の深掘り検討に関する活動
- 会員企業等の技術・サービスに関する情報発信

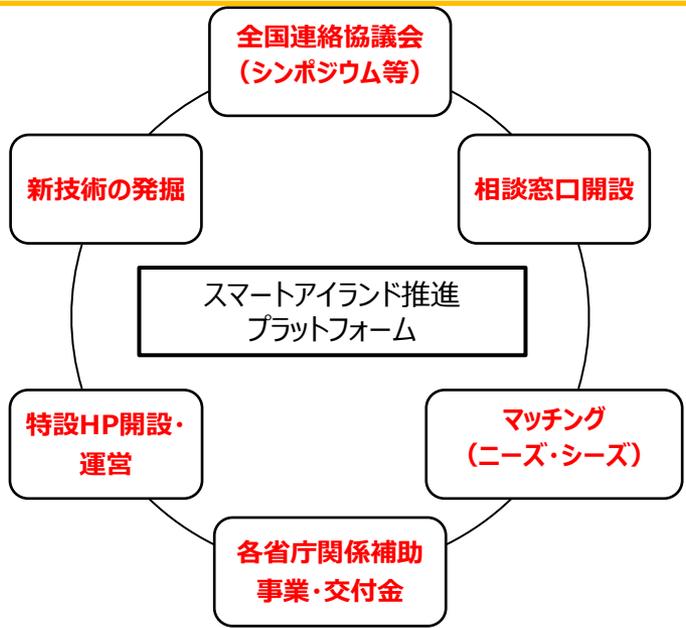
### 【構成員】(※1)

#### 【会員】

- 離島自治体 (※2)
- 関係府省庁
- スマートアイランドや離島振興に関連する実績のある民間企業、研究機関等
- スマートアイランド推進に資するシーズの提案等を書面により提出した民間企業、研究機関等

(※1)会員、オブザーバーとも会費無料であり、随時登録募集

(※2)離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象となる離島を有する自治体



#### 【オブザーバー】

- スマートアイランドの推進に意欲のある民間企業、研究機関等

各離島においてスマートアイランドの実装・横展開が自立的に進むことを目指す